

船舶事故調査報告書

平成28年3月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年7月21日 12時03分ごろ
発生場所	静岡県沼津市大瀬埼南方沖 伊豆大瀬埼灯台から真方位163° 510m付近 (概位 北緯35° 01.5′ 東経138° 47.4′)
事故の概要	水上オートバイ ^{アールエックスティ} RXT106は、遊走中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成27年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ RXT106、0.1トン 232—38745東京、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、144.2kW、平成19年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年8月19日 免許証交付日 平成26年8月1日 (平成31年7月31日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、遊走の目的で平成27年7月21日12時00分ごろ、沼津市西浦江梨の大瀬海水浴場（以下「本件海水浴場」という。）付近を出発した。 本船は、大瀬埼南方沖を約80km/hの対地速力で南東進中、12時03分ごろ波を飛び越えて着水した。 船長は、着水した際の衝撃でバランスを崩すとともに波に巻かれ、船尾に装着していたトーイングポールで腰を打撲して落水した。 船長は、落水の状況を目撃していた水上オートバイの船長に救助されて本件海水浴場に到着し、本件海水浴場にいた友人が消防署に通報し、病院に搬送されて骨盤輪骨折と診断された。

	(付図1 事故発生経過概略図 参照)
その他の事項	<p>船長は、水着と救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、水上オートバイの操船経験が約10年あり、本船を約2年間所有して年に約5回使用していた。</p> <p>トーイングポールは、けん引用ロープを取り付けるために、船尾に設置され、材質がアルミニウム製（直径約45mm、高さ約68cm）であった。</p> <p>船長は、本件海水浴場沖の平穏な入り江内で遊走する予定であったが、気が付いたときには波に巻かれていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、大瀬崎南方沖を南東進中、波高約1.5mの波がある状況下を約80km/hで遊走したことから、波を飛び越えて着水した際、船長がバランスを崩すとともに波に巻かれ、船尾に装着していたトーイングポールで腰を打撲して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、約80km/hで遊走していたことから、周囲の状況を把握できなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が大瀬崎南方沖を南東進中、波高約1.5mの波がある状況下を約80km/hで遊走したため、波を飛び越えて着水した際、船長がバランスを崩すとともに波に巻かれ、船尾に装着していたトーイングポールで腰を打撲したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の状況が把握できる速力で遊走すること。

付図1 事故発生経過概略図

